

富山市教育大綱

平成31年2月

富 山 市

目 次

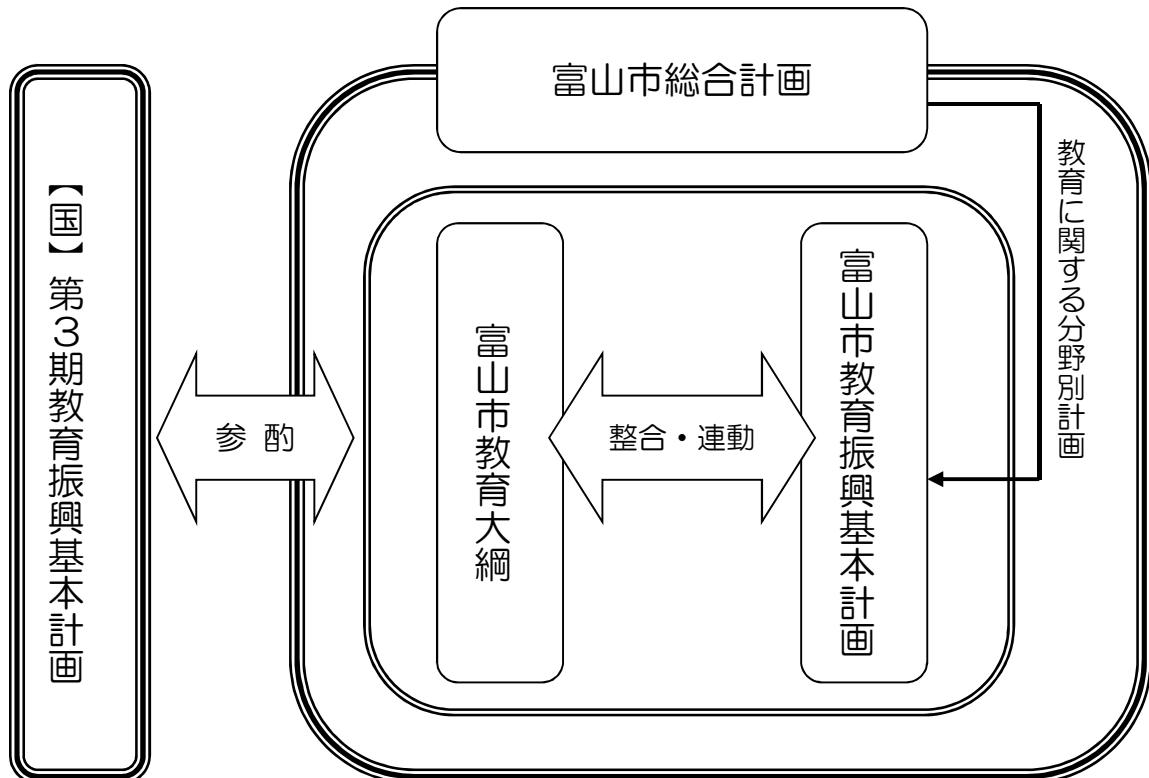
	頁
1 大綱の策定について	1
(1) 大綱の位置づけ	1
(2) 大綱の対象期間	1
(3) 大綱の構成	1
2 基本的な方針	2
○教育目標	2
○基本的な方向及び基本施策	2
(1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	2
①確かな学力の定着	2
②豊かな心の育成	2
③健やかな体の育成	2
④社会で生きる実践力の育成	3
⑤教員の資質能力向上	3
⑥幼児教育の充実	3
⑦外国語教育の充実	3
⑧家庭の経済状況や地理的条件への対応	3
⑨特別支援教育の充実	3
⑩現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	3
⑪私学の振興	4
(2) 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	4
⑫質の高い学校教育環境の整備	4
⑬安心・安全な学校教育環境の整備	4
(3) 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	4
⑭家庭における教育力の向上	4
⑮学校・家庭・地域との連携	4
(4) 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	5
⑯高等教育の充実	5
⑰生涯学習活動の充実	5
⑱生涯学習活動拠点の充実	5
⑲文化遺産等の保全・活用	6

1 大綱の策定について

(1) 大綱の位置づけ

富山市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものです。

大綱の策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、「富山市総合計画」の分野別計画と位置づけている「富山市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図ることとしております。



(2) 大綱の対象期間

今回策定する大綱の対象とする期間は、「策定の日から平成35年度までのおおむね5年間」とします。

(3) 大綱の構成

大綱の「基本的な方針」については、教育目標及び「4の基本的な方向」と「19の基本施策」により構成しています。

2 基本的な方針

○ 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

○ 基本的な方向及び基本施策

(1)公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われること

①確かな学力の定着

- ・ 「社会に開かれた教育課程」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進」等の新学習指導要領の趣旨を各学校に周知し、着実に実施することにより、新しい時代に求められる資質能力を育成します。
- ・ 本市独自の学力調査の実施による教育指導の検証、小・中学校の連携による学力向上の推進、理科教育の充実などを通して、子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組むことで、確かな学力の定着を図ります。

②豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の推進や自然体験活動・社会体験活動の充実による豊かな体験を通じた実感を伴う学習を進めることにより、規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心を持った豊かな人間性を育みます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談員を配置するとともに、子どもたちや教職員の一層の人権意識の高揚を図り、いじめや不登校、児童虐待の未然防止及び早期発見・即時対応に取り組みます。

③健やかな体の育成

- ・ 運動習慣の定着による体力の向上や食育指導の充実による食の理解を

推進するとともに、生活習慣病の予防を図ることにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

④社会で生きる実践力の育成

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業などのキャリア教育の推進を通して、子どもたちが規範意識や社会性を高めながら、自らの個性や課題を理解し、自己の人生を切り拓いていく力の育成を図ります。

⑤教員の資質能力向上

- ・ 優れた教育理念や指導技術の継承、今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上、小学校外国語教育充実のための教員の海外派遣など、教職員研修のさらなる充実を通して、教員の資質の向上を図ります。
- ・ ICTの効果的な活用を通して、授業の質を向上させるとともに、教員の校務負担を軽減し、子どもと向き合う時間のさらなる確保を図ります。

⑥幼児教育の充実

- ・ 園児一人ひとりの具体的な指導の実践や子育て支援事業の充実を通して、子どもたちの発達に即した幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、多様な経験による心身の調和の取れた発達を促すことにより、幼児教育の充実を図ります。

⑦外国語教育の充実

- ・ ALTや国際交流推進員の活用により、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進を図ります。

⑧家庭の経済状況や地理的条件への対応

- ・ 経済的困難を抱える家庭に対しての就学援助や、学校の統合等により、遠距離通学をする児童生徒に対しての通学支援を通して、すべての子どもが安心して教育を受けられる環境の整備を図ります。

⑨特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、情報提供や相談会の実施等の支援体制を構築するとともに、関係機関との連携や教員に対する研修の実施を通して、特別支援教育の充実を図ります。

⑩現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

- ・ 「環境未来都市」、「SDGs 未来都市」の一員として、資源の有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）を推進します。また、SDGsが掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を通して、子どもが自ら考え、実践する力を育みます。

⑪私学の振興

- ・ 少子化が進行する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校の運営等を支援します。

(2)次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられること

⑫質の高い学校教育環境の整備

- ・ 学校図書や学校司書の配置を通して、子どもたちが図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識を育みます。
- ・ 教育効果を高め、基礎的・基本的な学習理解を助けるための学習教材の充実を図ります。また、子どもたちが情報社会に対応できる情報活用能力を身に付けるとともに、「わかる授業」を実現し、確かな学力の定着を図るためのICT環境の整備を推進します。

⑬安心・安全な学校教育環境の整備

- ・ 学校施設については、耐震化はもとより、老朽化した施設の整備、改修の計画的な実施、さらには普通教室への空調設備の設置等を通して、全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出します。

(3)学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育むこと

⑭家庭における教育力の向上

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

⑮学校・家庭・地域との連携

- ・ 子どもかがやき教室等の実施による地域ぐるみの健全育成の推進やコミュニティ・スクールの指定の拡充を通して、学校・家庭・地域の人々が目標を共有し、協働で子どもを育むことに取り組みます。

(4)市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身につけていくこと

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われること

⑯高等教育の充実

- ・ 全国で唯一の公立の外国語専門学校である、富山外国語専門学校が有する人材と施設を有効活用し、一般市民の生涯学習の場として、外国語を学びたい人がその種類やそれぞれの程度に応じて講座を選んで学習できる環境の充実を図ります。
- ・ 富山ガラス造形研究所において、ガラスアートに関する専門的知識及び技術の教授により、ガラス造形制作者として、有能な人材を育成します。
- ・ 県内の高等教育機関との連携を進め、市民が大学等で学びやすいよう支援します。

⑰生涯学習活動の充実

- ・ 地域の特性を活かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、人と人の絆を大切にしたい心豊かな地域社会を形成するとともに、地域や郷土への理解の促進や市民一人ひとりが本市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成を図ります。
- ・ 人生100年時代を見据え、壮年期を迎えた市民に対し、学び直しの一環として、自己啓発の機会促進を図ります。

⑱生涯学習活動拠点の充実

- ・ 市民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を安全・快適に利用してもらうため、耐震化の促進や施設の整備・充実を図ります。
- ・ 図書館については、「知を深める図書館」をキーワードに、一層の機能強化を進めながら、市民が集い憩える文化情報拠点としての充実を図ります。また、ガラス美術館との連携を深めるとともに、図書館交流事業の充実を通して、市民の知的好奇心を満たす空間を創出します。
- ・ 博物館については、常設展に加え、特別展や企画展、普及活動の開催等を通して、郷土の歴史・民俗・美術・科学に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。
- ・ 「ガラスの街とやま」の中核施設である富山市ガラス美術館から、ガラス芸術が持つ魅力と可能性を国内外に発信します。また、中心市街地に位置することから、文化芸術の拠点としてだけでなく、まちなかの魅力創出の役割も担います。

⑲文化遺産等の保全・活用

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。

富山市教育大綱

発行 富山市

編集 富山市教育委員会 教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2130（直通）

FAX 076-443-2194